

継は「人」「資産」「経営資源」の3つを引き継ぐ 引き継ぎに関する課題は専門家に相談して解決する

事業承継とは単に経営者の地位や権利を後継者に引き継がせることに見えない資産もすべて洗い出す

事業承継とは単に経営者の地位や権利を後継者に引き継がせることに見えない資産もすべて洗い出す

企業が存続していくためには経営者の交代は避けられない。大きな企業や何代も続く老舗であれば、経営者交代に関するノウハウがあるが、中小企業で特に創業者が社長である場合、事業承継は初めての経験となる。そのため、何から手をつけてよいかわからず、日ごろの業務にも忙殺されて、先延ばしにしてしまいがちだ。

だが、事業承継はいつか必ず行わなければならない。先延ばしにしていくうちに経営者に万が一のことがあったら、事業が続けられずに廃業に至ることもある。そうなる貴重な経営資源が散逸し、雇用が失われるなど、地域経済に大きな損失をもたらす。

事業承継には準備段階も含めてある程度の時間がかかる。従って、なるべく早い時期から本気で取り組むことが大切だ。

「人」の承継のほかに、自社株式や会社の土地・建物・設備、資金などの「資産」と、さまざまな「経営資源」を引き継がせることになる。経営資源には、特許権や実用新案権、意匠権、商標権などの「知的財産権」だけでなく、ブランドや信用力、組織能力や人材、顧客情報やサプライチェーンなどさまざまなものが含まれ、それらは企業の持つ価値として評価される。だが経営資源は目に見えずわかりにくい。会社や経営者自身がどんな資源を持っているか把握していないこともある。

事業承継に当たっては、このような経営資源をすべて洗い出して自社の強みを明確にすることが重要だ。事業承継の選択肢として第三者に会社を譲渡するM&Aを考える時も、自社の経営資源が明確になっていれば、相手先探しが円滑になったり価格交渉が有利になったりする。

資産の承継は専門家に相談する

事業承継の実務において、資産の承継は専門家に相談する必要がある。事業承継の実務において、資産の承継は専門家に相談する必要がある。

事業承継 税理士 30選 vol.13

日本では中小企業が全企業数の99・7%、従業者数の約7割を占めており、経済と雇用を支えている。だが、経営者の高齢化とともに、事業が引き継がれず廃業に至るケースが増加し、経済・雇用への影響が懸念されている。円滑な事業承継のためには、何をすべきかを把握し、承継を支援する制度や、事業承継に詳しい専門家を活用することが不可欠といえる。

「困難を伴うことがある。非上場会社の自社株式は評価額が高くなることもあり、それを後継者に贈与・相続で取得させると税負担が重くなってしまう。そこで、一定の条件を満たすと、自社株式の承継に伴う贈与税・相続税を軽減したり免除したりする制度が設けられている。条件を大幅に緩和した特例もあり、今のところ2024年3月末日まで利用できる。

資産の承継は経営者の個人資産と重なる部分も大きい。経営者に2人以上の子がいる場合、後継者となる子に自社株式を贈与したり相続させたりますと、他の子との間で不平等が生じて相続争いにつながる可能性もある。事前に遺産の分割の仕方や相続対策を考えておく必要がある。

事業資金の借入に際し経営者個人が保証人になっていて、それが事業承継の妨げになることもある。これに関しては、全国銀行協会と日本商工会議所が「経営者保証に関するガイドライン」を策定しており、一定の条件を満たせばすでに提供している経営者保証の見直しができる。

「困難を伴うことがある。非上場会社の自社株式は評価額が高くなることもあり、それを後継者に贈与・相続で取得させると税負担が重くなってしまう。そこで、一定の条件を満たすと、自社株式の承継に伴う贈与税・相続税を軽減したり免除したりする制度が設けられている。条件を大幅に緩和した特例もあり、今のところ2024年3月末日まで利用できる。

資産の承継は経営者の個人資産と重なる部分も大きい。経営者に2人以上の子がいる場合、後継者となる子に自社株式を贈与したり相続させたりますと、他の子との間で不平等が生じて相続争いにつながる可能性もある。事前に遺産の分割の仕方や相続対策を考えておく必要がある。

事業資金の借入に際し経営者個人が保証人になっていて、それが事業承継の妨げになることもある。これに関しては、全国銀行協会と日本商工会議所が「経営者保証に関するガイドライン」を策定しており、一定の条件を満たせばすでに提供している経営者保証の見直しができる。

「困難を伴うことがある。非上場会社の自社株式は評価額が高くなることもあり、それを後継者に贈与・相続で取得させると税負担が重くなってしまう。そこで、一定の条件を満たすと、自社株式の承継に伴う贈与税・相続税を軽減したり免除したりする制度が設けられている。条件を大幅に緩和した特例もあり、今のところ2024年3月末日まで利用できる。

資産の承継は経営者の個人資産と重なる部分も大きい。経営者に2人以上の子がいる場合、後継者となる子に自社株式を贈与したり相続させたりますと、他の子との間で不平等が生じて相続争いにつながる可能性もある。事前に遺産の分割の仕方や相続対策を考えておく必要がある。

事業資金の借入に際し経営者個人が保証人になっていて、それが事業承継の妨げになることもある。これに関しては、全国銀行協会と日本商工会議所が「経営者保証に関するガイドライン」を策定しており、一定の条件を満たせばすでに提供している経営者保証の見直しができる。

「困難を伴うことがある。非上場会社の自社株式は評価額が高くなることもあり、それを後継者に贈与・相続で取得させると税負担が重くなってしまう。そこで、一定の条件を満たすと、自社株式の承継に伴う贈与税・相続税を軽減したり免除したりする制度が設けられている。条件を大幅に緩和した特例もあり、今のところ2024年3月末日まで利用できる。

資産の承継は経営者の個人資産と重なる部分も大きい。経営者に2人以上の子がいる場合、後継者となる子に自社株式を贈与したり相続させたりますと、他の子との間で不平等が生じて相続争いにつながる可能性もある。事前に遺産の分割の仕方や相続対策を考えておく必要がある。

事業資金の借入に際し経営者個人が保証人になっていて、それが事業承継の妨げになることもある。これに関しては、全国銀行協会と日本商工会議所が「経営者保証に関するガイドライン」を策定しており、一定の条件を満たせばすでに提供している経営者保証の見直しができる。

代表社員 税理士 山田大輔

未来経営 法人グループ

「IPOに特化した各分野のアドバイザリーサービスを提供しています。相続、税金対策もご相談の書籍「人生を変えてほしい」が好評です。」

代表社員 税理士 清田幸弘

ランドマーク税理士法人 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

代表社員 税理士 藤井泉

F C M G FUJII CONSULTING MANAGEMENT GROUP

ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

代表社員 天野大輔

公認会計士 税理士

変化の激しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシでは、60年に迫る相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いをいたします。

銀座K.T.C税理士法人

【所属】東京税理士会 京橋支部

区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階

1-2958 http://www.ktctax.com

ランドマーク税理士法人グループ

【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1606号

【支店】新宿、池袋、町田、みなみ、横浜、東京、横浜、新横浜、武蔵小杉、大宮、浦和、朝霞、葛西

【本部】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階

TEL.0120-48-7271 https://www.landmark-tax.com/

株式会社藤井経営・藤井会計事務所

【設立】1978年 【所属】関東信越税理士会

【本部】〒572-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220

TEL.0270-25-7696 http://www.fcmg.co.jp

税理士法人レガシ

【設立】1964年 【所属】東京税理士会 麹町支部

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

TEL.0120-501-725 https://legacy.ne.jp

南青山税理士法人

【所属】東京税理士会 麻布支部

赤坂1-12-32 アークビル30F

1-1672 http://minami-aoyama.jp/

税理士法人OAK

【設立】2012年 【所属】東京税理士会 麹町支部

【本部】〒102-0073 東京都千代田区九段北1-5-9 九段北ビル5F

TEL.03-3237-1266 http://oak-c.co.jp

コンパッソ税理士法人

【設立】1973年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号

【支店】東京、横浜、高田馬場、川崎、横浜青葉、川崎、千歳、千歳、長野

【本部】〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F

TEL.03-3476-2233 https://compasso.jp

税理士法人STR

【設立】1992年 【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部

【本部】〒450-0001 名古屋市中村区郡古野1-47-1 名古屋国際センタービル7F

TEL.052-526-8858 http://www.str-tax.jp/

森山税務会計事務所

【所属】名古屋中支部

名古屋市中区錦三丁目5番30号 三見ビル6階

1-67134 https://mtax-sz.com/

税理士法人ブレインズ

【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部

【本部】〒611-0042 京都府宇治市小倉町神楽田21-5 ツアーパックス小倉ビル2F

TEL.0774-28-2555 http://www.brains-group.co.jp

税理士法人東京パートナーズ会計事務所

【設立】2019年 【所属】東京税理士会 日本橋支部

【本部】〒103-0022 東京都中央区日本橋本町1-9-12 共同ビル4階

TEL.03-6263-0881 http://tpao.jp

林寛税理士事務所

【設立】2013年 【所属】名古屋税理士会 東支部

【本部】〒461-0001 愛知県名古屋市中区東1丁目21-27 泉ファーストスクエア7階

TEL.052-954-0408 http://www.hsh-tax.jp/

森山貴弘

代表社員 税理士

「創業は易しく守成は難し!」30年を迎えられる会社は10,000社のうちわずか2社、50年を迎えられる会社は10,000社のうちたったの1社です。

湯浦正信

代表社員 税理士

「世界的なコロナ感染拡大により、今まで当然とされていた常識や価値観などは劇的に変化した。我われ税理士は毎年変化する税制改正を柔軟に捉え、次世代に円滑に資産を引き継ぐ「次の一手」を堅実にサポート致します。」

細沼謙久

代表社員 税理士

「『確かなノウハウ』がここにあります。事業を円滑に承継するためには、個人の相続対策も含めた総合的なコンサルティングが不可欠です。国税局資料調査課で従事していた相続・事業承継のプロが、お客様にご満足いただける解決への道筋をご提案いたします。」

林寛

代表社員 税理士

「『確かなノウハウ』がここにあります。事業を円滑に承継するためには、個人の相続対策も含めた総合的なコンサルティングが不可欠です。国税局資料調査課で従事していた相続・事業承継のプロが、お客様にご満足いただける解決への道筋をご提案いたします。」

税理士法人 新日本橋水

【所属】東京税理士会 新橋支部

高田馬場2-14-26 INOビル2階

1-72-6900 http://www.23ok.jp

税理士法人 総和

【設立】2013年 【所属】東京税理士会 麻布支部

【本部】〒107-0062 東京都港区南青山3-17-14 中山ビル4F

TEL.03-5414-5855 https://www.m-partners.jp/

花島宣勝

代表社員 税理士

「私達、深代会計事務所は、事業承継を事業承継税制による税負担の緩和にとらえるだけでなく、会社の承継や事業の発展という課題にも取り組み、それに伴う個人の相続問題も共に寄り添っていきます。『あなたらしい会計事務所』税理士法人深代会計事務所。」

小川実

代表社員 税理士

「一般社団法人相続診断協会の代表を務める小川は、家族の笑顔相続、事業の笑顔承継を推進しています。創業者・経営者の想いを大切に聞きながら、親族承継・親族外承継・M&A・廃業の4つの選択肢から後継者・社員・親族にとって一番幸せな方法を選択します。」

税理士法人 新日本橋水

【所属】東京税理士会 新橋支部

高田馬場2-14-26 INOビル2階

1-72-6900 http://www.23ok.jp

税理士法人 総和

【設立】2013年 【所属】東京税理士会 麻布支部

【本部】〒107-0062 東京都港区南青山3-17-14 中山ビル4F

TEL.03-5414-5855 https://www.m-partners.jp/

税理士法人 深代会計事務所

【設立】1985年 【所属】東京税理士会 豊島支部

【本部】〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-8 NBP池袋シティビル7階

TEL.03-3983-5424 http://www.fukashiro-kk.or.jp/

税理士法人 HOP

【設立】2002年 【所属】東京税理士会 日本橋支部

【本部】〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7階

TEL.03-5614-8700 https://group-hop.com/

代表社員 税理士 市原和洋 陣内正吾

MAC&BP MAC&BP ミッドランド税理士法人

代表社員 税理士 市原和洋 陣内正吾

Toma 輝く未来のお手伝い。

代表社員 税理士 村本政彦

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が不可欠です。

代表社員 税理士 粕谷幸男

事業承継税制の適用要件を継続管理する「えんまん事業承継」ソフト(EnMan共同開発)で、期日管理、役員任期管理、課税管理などを実現しています。